

横浜市地域公共交通会議運賃分科会における 軽微な事案の取扱い（案）について

横浜市 都市整備局 地域交通推進課

議題内容

令和7年6月30日に、国土交通省物流・自動車局から「道路運送法第9条第4項に基づく協議会の開催を要しない場合の目安となる考え方について（事務連絡）」が発出されました。

これを踏まえ、横浜市地域公共交通会議運賃分科会（以下「分科会」という。）においては、次頁に示す軽微な事案については、分科会の開催を要しないものとして取扱います。

■事務連絡の考え方（概要）

会議開催にあたっては関係者の事務手続きの負担が発生しているとの意見があることから、その負担を軽減し、生産性向上を図る観点も考慮する必要がある。

運賃協議会で付議される案件については、必ずしも全ての事案について開催されるべきものではなく、軽微な事案については、運賃協議会の開催は必ずしも要しないと考える。

なお、これらは運賃協議会にて協議の上判断されるべきものである。

分科会における軽微な事案の取扱い（案）

事務連絡の考え方を踏まえ、事務連絡に示された軽微な事案の例のうち、次の事案については、分科会の開催を要しないものとする。

■分科会の開催を要しないものとする事案

- ・ 均一制運賃を適用する路線（系統）において、系統変更を伴う停留所の新設や変更、路線の付け替えや一部延伸があった場合（競合する路線がある場合、路線延長により当該路線が初めて他の市町村に乗り入れする場合を除く。）でも、運賃額に変更がない場合
- ・ 工事等により一時的な迂回が生じる場合の路線等を変更する場合
- ・ 新たな決済手段を追加する場合

※本件について、横浜市地域公共交通会議のウェブページで意見募集（令和7年9月1日から9月30日）を実施しましたが、意見等はありませんでした。